

「いよぎんダイレクト」サービス規定の改正内容

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">「いよぎんダイレクト」サービス規定 (2022年4月18日改正)</p>	<p style="text-align: center;">「いよぎんダイレクト」サービス規定 (2022年12月12日改正)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p>
<p>第1条 いよぎんダイレクト</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p>
<p>(1) 定義</p> <p>「いよぎんダイレクト」(以下「本サービス」といいます。)とは、本サービス会員ご本人が、インターネットに接続された当行所定のOSおよびブラウザを備えるパーソナルコンピュータ(スマートフォンやタブレット端末等のインターネットに接続可能な高機能携帯端末を含めるものとし、以下「パソコン等」といいます。)ならびに第3条3項および4項に定める当行所定のセキュリティツール(以下これらのセキュリティツールを総称する場合「トークン」といいます。)等を使用して、当行に対し当行所定の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。</p>	<p>(1) 定義</p> <p>「いよぎんダイレクト」(以下「本サービス」といいます。)とは、本サービス会員ご本人が、インターネットに接続された当行所定のOSおよびブラウザを備えるパーソナルコンピュータ(スマートフォンやタブレット端末等のインターネットに接続可能な高機能携帯端末を含めるものとし、以下「パソコン等」といいます。)ならびに第3条3項に定める当行所定のセキュリティツール等を使用して、当行に対し当行所定の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p>
<p>第3条 本人確認</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>第3条 本人確認</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
<p>(3) <u>カード型ハードトークンの利用</u></p> <p><u>①会員は、当行所定の申込および利用登録手続きを行い、カード型のパスワード生成器(以下「ハードトークン」といいます。)を用いて1回限りの使い捨てパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)を生成のうえ入力することにより、当行所定の取引時に取引内容の確認を行うことができるものとします。</u></p> <p><u>②ハードトークンは、会員の届出住所あてに簡易書留にて送付します。なお、宛先不明等の事由によりハードトークンが当行に返却された場合、当行はハードトークンの利用申込を取り消すことがあります。</u></p> <p><u>③会員は、当行所定の手順にしたがい利用登録を行うことにより、ハードトークンを利用した取引を開始することができるものとします。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p>
<p>(4) ソフトトークンの利用</p>	<p>(3) ソフトトークンの利用</p>

変更前	変更後
<p>～略～</p> <p><u>④ハードトークンを利用中の会員は、ソフトトークンのアプリをインストールのうえ、利用登録を行うことにより、ソフトトークンへの利用切替を行うことができます。ただし、ソフトトークンを利用中の会員が、ハードトークンへの切替を行うことはできません。</u></p>	<p>～略～</p> <p>(削除)</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>～略～</p>	<p>以下、第3条3項削除に伴い、項数を繰上</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>第6条 振込</p>	<p>第6条 振込</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(2)利用条件</p>	<p>(2)利用条件</p>
<p>振込の利用には、<u>ハードトークンまたは</u>ソフトトークンの利用登録を行った</p>	<p>振込の利用には、ソフトトークンの利用登録を行ったうえ、取引限度額の設定</p>
<p>うえ、取引限度額の設定を行う必要があります。</p>	<p>定を行う必要があります。</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>第13条 料金払込みサービス「Pay-easy (ペイジー)」</p>	<p>第13条 料金払込みサービス「Pay-easy (ペイジー)」</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(2)利用条件</p>	<p>(2)利用条件</p>
<p><u>ハードトークンまたは</u>ソフトトークンの利用登録を行う必要があります。</p>	<p>ソフトトークンの利用登録を行う必要があります。</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(5)サービスの利用停止</p>	<p>(5)サービスの利用停止</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>イ. 第3条9項②-イに定める状態が発生した場合、当行所定の時間にわたり料</p>	<p>イ. 第3条8項②-イに定める状態が発生した場合、当行所定の時間にわたり料</p>
<p>金払込みサービスの利用を停止します。</p>	<p>金払込みサービスの利用を停止します。</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>第21条 本人確認手段の紛失・盗難等</p>	<p>第21条 本人確認手段の紛失・盗難等</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(3)ハードトークンの紛失・盗難または故障など</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>①利用登録済のハードトークンが紛失・盗難にあった場合または故障・破損</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>等により利用できなくなった場合は、すみやかに当行所定の連絡先に電話</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>にて連絡し、当該ハードトークンの利用中止を申し出てください。なお、</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>この連絡前に生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>②ハードトークンの利用を中止する場合、会員は第3条4項4号に定めるソ</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>フトトークンへ変更を行うことができます。なお、利用解約または中止後</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>に再発行するまでの期間、引き続きハードトークンを利用する場合(第3条</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>5項に定める取引を除きます)は、当該期間「確認暗証番号」による本人確</u></p>	<p>(削除)</p>

変更前	変更後
<p><u>認を行うことにより引き続き取引を可能とするか、再発行されたハードトークンを受領し利用登録を完了するまでの間ワンタイムパスワードの入力が必要な取引を不可とするか選択することができます。</u></p> <p><u>上記の選択は会員の判断に基づいて行うものとし、会員の選択の結果生じた損害について当行は責任を負いません。</u></p> <p>～略～</p>	<p>(削 除)</p> <p>～略～</p>
<p>(4) アプリをインストールしたスマートフォンの紛失・盗難または故障など</p> <p>～略～</p>	<p>(3) アプリをインストールしたスマートフォンの紛失・盗難または故障など</p> <p>～略～</p>
<p>第 22 条 ハードトークンの再発行</p> <p><u>(1)ハードトークンの再発行に際しては、原則として当行所定の再発行手数料をいただきます。ただし、故障・破損など現在ご利用中のハードトークンを申込時に提出いただく場合に限り無料にて再発行を行います。</u></p> <p><u>(2)再発行手数料は、代表口座からの引落としまたは当行が別途指定する方法によりお支払いいただきます。</u></p> <p><u>(3)再発行したハードトークンは、会員の届出住所あてに簡易書留で送付します。宛先不明等の事由によりハードトークンが当行に返却された場合、当行はハードトークンの利用申込を取消することがあります。</u></p> <p>～略～</p>	<p>(削 除)</p> <p>～略～</p>
<p>第 23 条 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>本サービスは、第 25 条 3 項 9 号および 10 号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、また第 25 条 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行は本サービスの利用をお断りするものとします。</p> <p>～略～</p>	<p>第 22 条 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>本サービスは、第 23 条 3 項 9 号および 10 号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、また第 23 条 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行は本サービスの利用をお断りするものとします。</p> <p>～略～</p>
<p>第 24 条 解約等</p> <p>～略～</p>	<p>第 23 条 解約等</p> <p>～略～</p>
<p>(3)強制解約</p> <p>会員に以下の各号がひとつでも生じたときは、当行はいつでも会員に事前に通知することなく本サービスを解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① 第 27 条に定める当行に支払うべき本サービスの利用手数料が未払いの場合</p> <p>～略～</p>	<p>(3)強制解約</p> <p>会員に以下の各号がひとつでも生じたときは、当行はいつでも会員に事前に通知することなく本サービスを解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① 第 25 条に定める当行に支払うべき本サービスの利用手数料が未払いの場合</p> <p>～略～</p>
<p>以 上</p>	<p>以下、第 22 条削除に伴い、条数を繰上</p> <p>以 上</p>